

中央教育審議会教育制度分科会・初等中等教育分科会における
全国へき地教育研究連盟としての意見発表

全国へき地教育研究連盟

全国へき地教育研究連盟（全へき連）として、以下の項目について意見を述べさせていただきます。時期的に多忙な時期を迎えることと、学校現場を空けることが難しい状況にありますので文書にて発表せざるを得ないことをご了承いただきたい。

また審議中の教育関連3法に関して、全へき連として特に意見を述べたい事項を中心にまとめたのでご承知いただきたい。

以下各法案の項目について記載し、意見を述べる。

1. 学校教育法改正に関する件について（資料2-1）

昨年末に改正された教育基本法ですが、新たな時代に対応するための意図をもっての改正と捉えている。教育について国の責任や役割を明確に保持するという点では意味のある改正と受け止めている。関連法規の改正に当たっては充分現状を把握し、多くの方々の意見を聞きながら作業を進めていただきたい。

①義務教育の年限を9年とする規定について

従来の9年を維持することが望ましい。小学校6年、中学校3年が現状であるが、基本的にこの年限を変更する理由が見当たらない。例えば、小中一貫教育の実践など新たな試みが全国的に行われているが、一部に限られており時期尚早である。

②副校長その他の新しい職の設置について

制度として必要なことはわかるが、学校規模により必要度や設置効果が異なるのではないか。学校の実態に応じて効果的な職を設置できるような仕組みが望ましい。

③家庭教育の規定について

家庭のあり方や親としての責任について今後一層の議論が必要である。例えば最近報道等で特集されている「給食費の未納問題」は社会的な問題となっている。経済状況から未納となる家庭がある一方、自己中心的で作為ある親の未納など学校だけでは対応できない問題が山積している。私学の視点からの議論ではなく、公立の学校現場の状況も把握した議論をお願いしたい。

2. 教育職員免許法等の改正に関する件について (資料3-1)

- ①不適格教員の管理、或いは現任教員の適正や質の向上などを図る意図をもっての改正と受け止めているが、教員だけの免許更新制に疑問がある。医者にしてもしかりであるが免許取得による全ての職業についても同様に考えるべきである。
- ②免許更新制を問い合わせながら、免許のない民間人を今後採用しようとする現状に疑問がある。地方では、民間出身の校長が学校経営で苦しんでいる状況がある。民間の企業理念を強く打ち出し過ぎて現場で職員と衝突している。その中で補佐役である教頭がその板挟みで苦しんでいる状況や、自殺した校長がいたことも事実である。
- ③免許の更新について全く否定的ではないが、その実施に当たっての講習時期や内容に多くの課題があり、時間をかけて検討する必要があるのではないか。
- ④教職員の質の向上を目指すには現状の研修制度の改善や教員採用試験のあり方を検討し改善していく方向が大事ではないだろうか。期限付き教員の実績を生かした採用制度や新任教員の配置の工夫など改善の余地が多くあるのではないか。
- ⑤現在の免許制度自体を含めた抜本的改正の有無も含め、検討に時間を要したい。

3. 地教行法改正に関する件について (資料4-1)

①教育委員会のあり方について

教育委員の選任については問題があるとの指摘がある。ある地方の教育委員会ではその選任に当たり、町長や議会の意向が反映され過ぎて望ましい状況にないなどの問題も寄せられている。委員の選定方法、研修など課題も多いのが現状ではないか。現体制の見直しを図り、機能する教育委員会の組織体制化が必要である。

②教職員人事に関する市町村教育委員会と校長の意見の反映について

教職員の人事については現状都道府県教育委員会が行っているように押えている。政令指定都市は別にして、広域での人事を考え、一定の水準の教員がへき地にも回る仕組みとなっているが、市町村教育委員会に人事権を移譲すると固定された人事を生みかねない。現段階では都道府県教育委員会との役割分担や調整機能の確立など課題が多い。これらの問題について充分検討し、方向が見えた段階で、市町村教育委員会への人事権の移譲を考えるべきである。中核市への移譲についての論議がなされないので段階を踏んだ移譲への取り組みが必要である。